

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年1月24日

収支等命令者

佐賀県立中原特別支援学校長 久保山 文典

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 中原特別支援学校給食調理業務等委託
- (2) 仕様等 別紙入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 受託業者の調理施設等

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者、若しくは佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 入札参加資格確認申請書を提出し、資格審査会により、別紙「中原特別支援学校給食調理業務等委託業者適格審査基準」を満たすと認められた者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課 〒849-0101

佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7262 番地 1

佐賀県立中原特別支援学校 事務室

電話番号 0942-94-3575

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

令和 7 年 1 月 24 日（金）から令和 7 年 2 月 7 日（金）まで佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp>) に掲載する。

(3) 入札説明会

入札説明会は実施しません。質問は令和 7 年 2 月 5 日（水）16 時まで上記 3 の(1)担当課までお問い合わせください。

(4) 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記の書類を令和 7 年 2 月 7 日（金）16 時まで上記 3 の(1)の担当課に持参又は郵送（令和 7 年 2 月 7 日（金）16 時まで担当課へ必着）すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 事業者の概要（様式第 2 号）

ウ 同種又は類似の業務の実績（様式第 3 号）

エ 担当予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ちの業務の状況（様式第 4 号）

オ 行政処分等調書（様式第 5 号）

カ 営業概要書（様式第 6 号）

キ 社員研修実績（様式第 7 号）

ク 業務実施方針及び手法の概要（任意の様式）及び衛生管理マニュアル（任意の様式）

(5) 入札参加資格の確認

資格審査会を開き、提出された書類を審査し、別紙「中原特別支援学校給食調理業務等委託業者適格審査基準」をもとに入札参加資格の適否を決定する。

審査は、業務実績、経営状況、学校給食等への理解度、衛生管理体制及び職務遂行能力等を提出された資料から総合的に判断し、入札参加資格業者を決定するものである。

提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出された書類については、入札参加資格業者の選定にのみ使用し、その目的以外には使用しない。また、記載された個人情報についても、入札参加資格業者の選定にのみ使用し、その目的以外には使用しない。

なお、資格審査結果については令和 7 年 2 月 28 日（金）までに通知する。

参考のため、「中原特別支援学校給食調理業務等委託仕様書」を添付する。

(6) 入札及び開札の日時並びに場所 令和 7 年 3 月 25 日（火）10 時（予定）

佐賀県立中原特別支援学校 プレイルーム①

(7) 入札方法に関する事項

ア 代理人が入札する場合は、別紙の委任状により入札参加者の氏名又は名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名等を記載しておかなければならない。

イ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする）を持って落札価格とするので、競争入札に参加する者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない県職員を立ち会わせてこれを行う。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の (ア) から (キ) までに掲げる価値の担保を供することができる。

また、次の (ク) 又は (ケ) に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 国債又は地方債

額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実に認められる社債

額面金額又は登録金額（発行金額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権
債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証
その保証する金額

(キ) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証
その保証する金額

(ク) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(ケ) 上記 2 に掲げる要件のすべてを満たすもので、過去 2 年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

イ 契約保証金

契約締結の際に、契約金額（落札価格）の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記 3 の (9) のアの (ア) から (カ) までに掲げる価値の担保を供することができる。

また、次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 契約の契約方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（落札価格）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

ウ 入札参加資格を有する者がなかったとき

(12) 契約書作成の要否 要

(13) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行う。

(14) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとする。

※ この公告に掲げる入札は、令和7年度予算が成立しない場合は中止する。

この場合は、佐賀県ホームページに掲載する。